

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月 26日

松江市長 殿



提出者

住 所 広島県広島市南区段原南1-3-53

氏 名 鹿島建設株式会社中国支店

執行役員支店長 常岡 次郎

電話番号 082-553-7900

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	鹿島建設株式会社中国支店
事業場の所在地	広島市南区段原南一丁目3番53号
計画期間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	売上高 549億円—税抜き (令和5年度)
③従業員数	244名 (中国支店)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	(別紙) 副産物の種類とリサイクル・処分方法一覧表 (別紙) 副産物の分類と手続き一覧 のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1の通り	
	排 出 量	別紙1の通り	
	(これまでに実施した取組) ■ゼロエミッション活動の全現場展開 ・最終処分率、廃棄物総量原単位、混合廃棄物原単位の目標を定めて管理 ・現場毎に最適なゼロエミッションの活動を計画 ・混合廃棄物の分別強化 ・施工の合理化等による抑制の徹底 ①プレカット ②梱包の改善 ③施工計画見直しによる数量減 ④工法の見直しによる数量減 ⑤設計変更による発生数量減		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙1の通り	
	排 出 量	別紙1の通り	
	(今後実施する予定の取組) 同上 主要資材（セメント、コンクリート、アスファルト、砕石、鋼材）での再生材利用率60%以上		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) コンクリートがら、アスファルト・コンクリートがら、木くず、廃プラスチック等各現場にて種類ごとに分別。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 今後もこれまでと同様の取り組みを行う。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1の通り	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	別紙1の通り	
	（これまでに実施した取組） 汚泥の再生利用にあたっては、土質検査により、重金属の基準を満たしていることを確認し、生活保全上支障が生じないよう品質の管理を行った。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙1の通り	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	別紙1の通り	
	（今後実施する予定の取組） 汚泥の再生利用にあたっては、土質検査により、重金属の基準を満たしていることを確認し、生活保全上支障が生じないよう品質の管理を行う。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1の通り	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	別紙1の通り	
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	別紙1の通り	
	（これまでに実施した取組） 現在、実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙1の通り	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	別紙1の通り	
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	別紙1の通り	
	（今後実施する予定の取組） 今後も実施する計画はない。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1の通り	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	別紙1の通り	
	(これまでに実施した取組) 現在、実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙1の通り	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	別紙1の通り	
	(今後実施する予定の取組) 今後も実施する計画はない		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1の通り	
	全処理委託量	別紙1の通り	
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙1の通り	
	再生利用業者への処理委託量	別紙1の通り	
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙1の通り	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙1の通り	
	(これまでに実施した取組)		
	・混合廃棄物、汚泥、廃石綿等、石綿含有産業廃棄物、廃石膏ボード、水銀使用製品産業廃棄物については指定業者制度を取っている。 - また、これらの指定業者の施設に対し、1回／2年の施設確認を実施している。 ・その他の廃棄物は定期的に施設確認を実施。新規取引の際には、事前訪問による施設確認を実施している。 ・委託契約締結の際は、支店長による調印の体制を取っており、指定業者の使用・許可の有無等をチェックし、不適正業者への委託を防止している。 ・電子マニフェストを利用し処理の管理状況を向上させている。 ・廃棄物処理費の収運業者・処分業者への直接支払いにより、処理業者による不適正処理を防止している。 ・廃棄物収集運搬の再委託を全面的に禁止している。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙1の通り	
	全処理委託量	別紙1の通り	
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙1の通り	
	再生利用業者への 処理委託量	別紙1の通り	
	認定熱回収業者への 処理委託量	別紙1の通り	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	別紙1の通り	
	(今後実施する予定の取組) ・処理委託施設の定期的な視察実施、二次処理先、再生委託先の把握、及び最終処分先の確認 (継続実施) ・特定建設資材のリサイクル率100%施設の確保(継続実施) ・リサイクル率の向上を目標として広域認定制度の積極的活用 (廃石膏ボード・消火器・廃バッテリー他) (今後実施する予定の取組)		
	※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

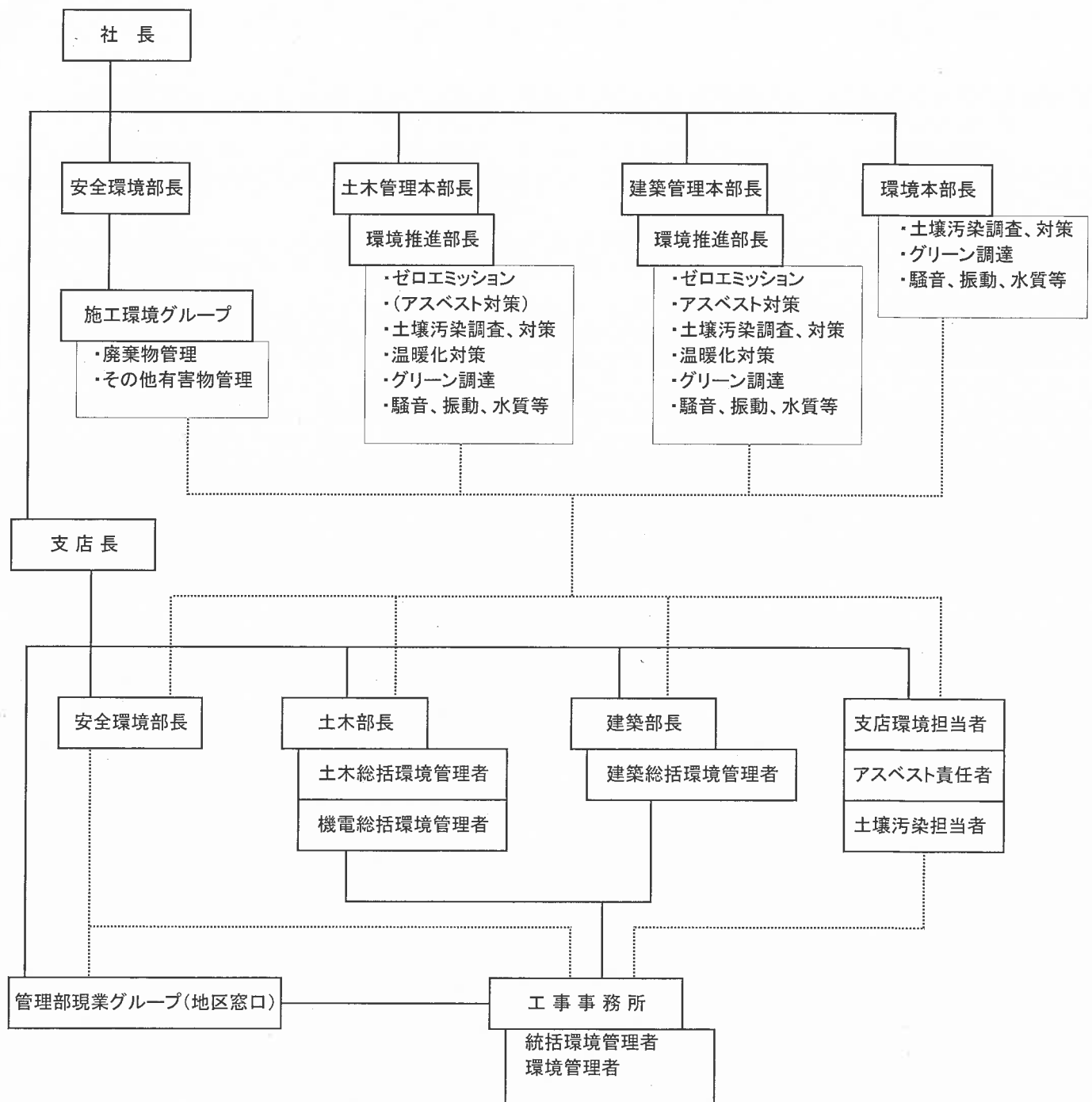
現状：前年度（令和5年度）実績量
計画：今年度（令和6年度）計画量

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
汚泥	181.8	181.8									181.8	181.8	181.8	181.8	181.8	181.8				
がれき類	1,115.7	1,115.7									1,115.7	1,115.7	809.5	809.5	1,053.9	1,053.9				
ガラスくず	40.8	40.8									40.8	40.8	40.8	40.8	40.8	40.8				
廃プラスチック類	16.3	16.3									16.3	16.3	16.2	16.2	16.2	16.2				
金属くず	2.9	2.9									2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9				
紙くず	7.0	7.0									7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0				
木くず	19.7	19.7									19.7	19.7	19.7	19.7	19.7	19.7				
混合廃棄物	37.5	37.5									37.5	37.5	37.5	37.5	37.5	37.5				
合計	1,421.7	1,421.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1,421.7	1,421.7	1,115.4	1,115.4	1,359.8	1,359.8	0.0	0.0	0.0	0.0

別紙2（廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項（管理体制図等）



教育訓練の実施状況

- ・環境実務担当者会議（全社）
- ・安全衛生環境委員会（支店）
- ・全社統一冊子『環境管理の手引』配付
- ・工事事務所所長会議等での指示・伝達
- ・本社集合研修での教育

—— 組織上の体制
 その他の伝達事項